

■ リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、B3リーグ規約第28条第1項第1号に定める公式試合として、B3リーグ（以下「B3」という）2022-23のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

本実施要項において用いられているものの、特段定義されていない用語は、B3リーグ規約において定義された意味を有する。

第1章 試 合

第1条〔試合の概要〕

試合の主催等に関する事項は、B3リーグ規約第4章第2節に定める。

第2条〔大会方式〕

B3 2023-24のリーグ戦は、以下のとおりとする。

18クラブが、4回戦または2回戦にて戦うシーズン（計468試合）を行う。

第3条〔ハーフタイム〕

第2クォーターと第3クォーターの間に原則15分のハーフタイムを設ける。ただし、事前にB3リーグへ申請を行い、承諾があった場合は、20分とすることができる。

第4条〔オフィシャルタイムアウト〕

第2クォーターと第4クォーターの各残り5分以降（5分を含む）で最初にボールがデッドになった場合に、ゲームクロックの停止に関わらず自動的に90秒のタイムアウトを設ける。この時チームがタイムアウトを請求していた場合は、オフィシャルタイムアウトが優先され、チームのタイムアウトはキャンセルとなる。なお、オフィシャルタイムアウトは、どちらのチームのタイムアウトにも加算しない。

第5条〔試合エントリー選手およびチームスタッフの人数〕

- (1) 各試合にエントリーできる選手の人数は、1チームあたり10名～12名とし、チームスタッフの人数は、8名以内とする。
- (2) 前項にて規定する選手のエントリーは、負傷疾病の症状によりプレーを行うことができない場合および負傷疾病により競技規則で認められない装具を着用しなければならない場合は、これを認めない。

第6条〔外国籍選手等〕

- (1) B3クラブがリーグ登録できる外国籍選手数は、1クラブ合計3名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ。）については、外国籍選手と別途1クラブ1名以内とし、アジア特別枠選手と帰化選手を同時に1クラブ合計2名以上登録することはできない。帰化申請中選手または留学実績選手については、1クラブ合計1名以内とし、帰化申請中選手と留学実績選手を同時に1クラブ合計2名以上登録することはできない。
- (2) 試合にエントリーすることができる外国籍選手、帰化選手、アジア枠特別選手、帰化申請中選手、留学実績選手は、前項のうち1クラブ合計4名以内とし、外国籍選手は3名以内、アジア特別枠選手または帰化選手は別途1名以内、帰化申請

中選手または留学実績選手は別途1名以内とする。

- (3) 試合中同時にプレーできる外国籍選手は、試合を通して2名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手は試合を通して外国籍選手2名と同時にプレーすることができる。
- (4) 帰化申請中選手または留学実績選手は、外国籍選手が1名出場の場合は同時にプレーすることができるが、外国籍選手が2名出場の場合は同時にプレーすることができない。
- (5) 延長時限においても前々項および前項と同じく取り扱うこととする。
- (6) リーグ登録完了後に適法に帰化が許可された外国籍選手または帰化申請中選手は、所定の手続きにより帰化選手として登録しなければならない。ただし、当該クラブに別途アジア特別枠選手または帰化選手が登録されている場合、当該選手は当該シーズンにおいて外国籍選手と同様に扱う。

第7条〔コート内のチームスタッフ〕

- (1) ベンチには、交代選手5～10名が着席できる。
- (2) ベンチ入りを認めるチームスタッフは、ヘッドコーチ、アシスタントコーチに加え、マネージャー、ドクター、トレーナー、分析員、通訳など特別な責務を負う者のみとし、8名以内とする。
- (3) B3クラブは、協会またはB3リーグの決定により、出場停止処分を受けた者、または試合中に審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者を、ベンチ入りさせてはならず、また、以上のいずれかに該当する者は、選手等への指示を出してはならない。
- (4) 協会またはB3リーグの決定により出場停止処分を受けた者は、スタンド席の2階以上のみ立ち入ることができるものとする。ただし、会場内ではクラブのスタッフが常時帯同し、当該選手等がアウェークラブの場合、着席位置は事前にホームクラブの承諾を得ることとする。
- (5) 試合にエントリーする選手やチームスタッフを除くいかなる関係者も、審判の会場入りから会場を出るまでの時間帯において、不要に審判と接触することを禁ずる。
- (6) 前各項に違反する行為は、審判により排除されるものとし、試合終了後に審判から報告を受けた協会、B3リーグにより処分を決定される。

第8条〔プレーオフ進出クラブの決定方法〕

- (1) プレーオフの進出クラブは、第2項の規定に基づき、上位8クラブとする。
- (2) クラブの順位は、勝率（勝ち試合数÷成立した試合数）によって決定し、リーグ戦全日程が終了した時点で、勝率が高いクラブを上位とする。ただし、勝率で同じ順位になった場合には、次の各号の順序により順位を決定する。
 - ① 当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム（3クラブ以上ある場合は、当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム。以下、2号および4号につき同じ。）において勝率が高いクラブを上位とする
 - ② 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて得失点差が多いクラブを上位とする
 - ③ リーグ戦すべてのゲームにおける得失点差が多いクラブを上位とする
 - ④ 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて1試合あたりの平均得点数が多いクラブを上位とする
 - ⑤ リーグ戦すべてのゲームにおける1試合あたりの平均得点数が多いチームを上位とする
 - ⑥ 抽選
- (3) 前項第6号の抽選は、理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。

第8条の2〔年間最終順位の決定方法〕

B3リーグのそれぞれの年間最終順位は、以下により決定する。

- ① 1位から8位までについては、プレーオフ試合実施要項のそれぞれ定めるところによる。
- ② 9位以下については、前条第2項の規定に基づき定められた順位による。

第8条の3〔審判員〕

- (1) B3リーグは、リーグ戦の審判員について、協会に対し協会登録の審判員で、かつB3リーグ規約第87条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。
- (2) 審判員は、試合開始時刻の90分前までにアリーナに到着しなければならない。
- (3) 審判員のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、審判員の補充等に関しては、B3リーグと協会が協議の上対応を決定する。
- (4) 前項の定めにかかわらず、当該試合に派遣される審判員が競技規則に規定された3名に満たない場合は、2名での体制においては公式試合は当初の予定どおり実施することとし、1名以下となる場合はB3リーグ規約第49条に基づき試合を中止する。

第9条〔日程〕

リーグ戦は、B3リーグにより決定された日程に従い開催される。

第2章 運 営

第10条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、B3リーグ規約第4章第2節に定める。

第11条〔運営責任〕

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの主管責任者が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの主管責任者は、試合開始時刻の120分前までにアリーナに到着しなければならない。
- (3) ホームクラブの主管責任者は、あらかじめ理事長に届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める主管責任者の職務を代行させることができる。

第12条〔試合開始時刻の厳守〕

- (1) いずれのクラブも、あらかじめ定められた試合開始時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合により試合開始時刻を遅らせる場合は、審判の事前の承認を得なければならない。ただし、テレビまたはラジオの放送の都合による変更は、5分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームが試合開始時刻にアリーナに現れない場合、相手チームは15分間、待機する義務を負う。

第13条〔チームの試合前日入り〕

チームは、B3リーグ規約第20条に定める本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。）の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満の場合を除き、試合会場に試合の前日に到着しなければならない。

第14条〔入場料金の払戻し〕

入場料金の払戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第15条〔退場処分等〕

審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者は、理事長の決定があるまで出場を停止される。

第16条〔警告による出場停止処分〕

- (1) 出場停止処分は、理事会が定める懲罰規程に基づき理事長が決定するところによる。ただし、公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開催される前に規律委員会を開催することが困難である場合は、理事長が規律委員会の審議を経ることなく、出場停止処分を決定できるものとする。
- (2) 決定された出場停止処分は、決定後に開催される直近の公式戦を対象とする。ただし、当該選手およびスタッフが予め代表活動や別大会への出場などにより直近の公式戦にエントリーされないことが明白な場合においては、エントリーされるべき直近の公式戦を対象とする。なお、決定された出場停止処分は、消化される前に当該選手およびスタッフが登録を抹消された場合においても、同一シーズンに再度登録された場合、同様に直近の公式試合において有効とする。
- (3) 出場停止処分の未消化分が当該シーズン公式戦終了時に残る場合、未消化分が2試合以上に及ぶ場合には、そのすべてを翌シーズンの公式戦に持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該シーズン公式戦終了をもって失効するものとする。

第3章 試合の収支

第17条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、B3リーグ規約第4章第4節に定める。

第18条〔収支報告〕

B3クラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」の写しをB3リーグに提出しなければならない。

第19条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔改定〕

平成29年9月7日	令和3年9月9日
平成30年6月7日	令和4年2月16日
令和元年6月13日	令和4年9月7日
令和2年8月4日	令和5年3月24日
令和2年12月7日	令和5年7月18日